

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

要介護認定方法の見直しに伴う経過的措置の「第1回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」における議論について

計 22 枚（本紙を除く）

Vol.76

平成 21 年 4 月 13 日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3944)  
FAX : 03-3503-7894

事 務 連 絡  
平成 21 年 4 月 13 日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定方法の見直しに伴う経過的措置の  
「第 1 回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」における議論について

本日、見直し後の要介護認定方法の検証を行う「第 1 回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」が開催されたが、本検討会において、今回の要介護認定方法の見直しに伴う経過措置の案をお示ししたところであり、本日の検討会においては、主に、別添のような意見が出されたところである。

こうしたご意見を踏まえ、今後、可能な限り早急に当該経過措置に関する通知を发出するので、御承知いただきたい。

なお、参考として、本日の「第 1 回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」に提出された資料を添付しているので、参考にされたい。

## 第1回要介護認定の見直しに係る検証・検討会 における主なご意見

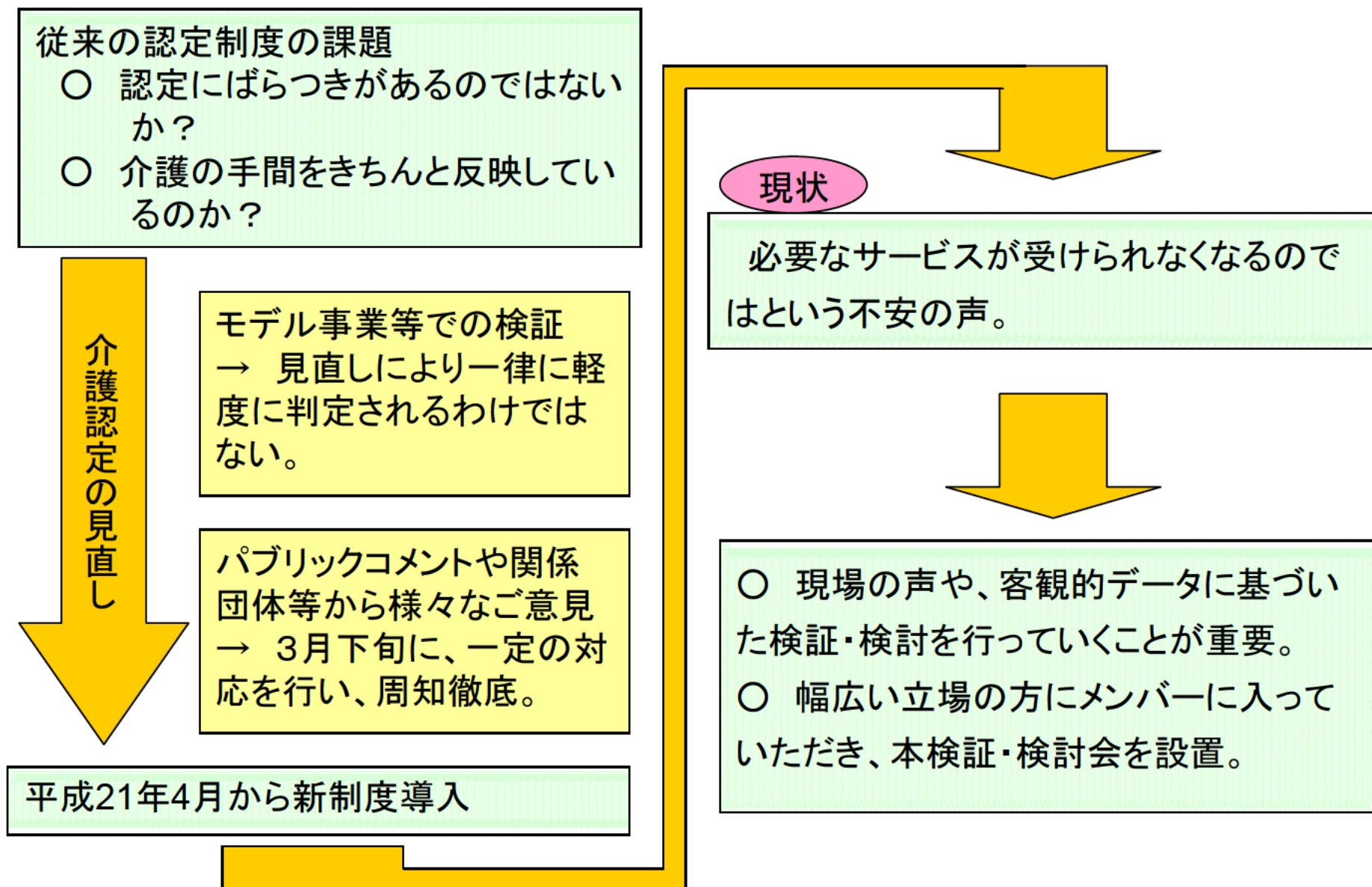
### 今回の要介護認定の方法の見直しとその検証について

- 今回の要介護認定の見直しについては、利用者や認定調査員への周知徹底が不足していたのではないかと。
- 利用者の立場に立った上で、利用者の声をしっかりと受け止め、要介護認定の公正性や透明性の観点から議論すべきではないかと。
- 今回の検証では、従前の要介護度との比較だけを行うのではなく、認定のバラツキを解消することや介護の手間をきちんと反映させるといった今回の要介護認定の見直しの趣旨についても、どこまでの確に実施できているのかを検証すべきではないかと。

### 経過措置について

- 不服審査や区分変更申請の手続きがある中、今回の経過措置は、要介護認定方法の見直しをよりよいものとする観点から、検証を行う間の利用者の不安を解消するために経過的な措置を実施するというのではないかと。
- 申請者の希望に応じてとあるが、要介護認定の公正さや事務負担を考えると、今回の経過措置について再度混乱が生じることがないように、その趣旨や取扱いについて説明を徹底すべきである。

## 要介護認定方法の見直しに係る検証・検討にあたって



# 要介護認定の見直しに係る検証について

## 検証の基本的な考えについて

- 今回、要介護認定の見直しの検証を行うにあたっては、見直し後の方式による要介護認定で判定された結果を、見直し前の方式による要介護認定の結果と比較することにより、見直し前後で結果が全体として大きく変化していないかどうかなどについて検証を行う。

## 見直し前の方式との比較による検証

### 1 用いるデータ

- 認定ネットワークシステムにおいて、毎月収集されているマクロのデータを活用する方法。

例) 自治体別の審査件数、年齢、性別、認定調査(基本調査)の結果や、全国の要介護認定による各要介護度の割合。

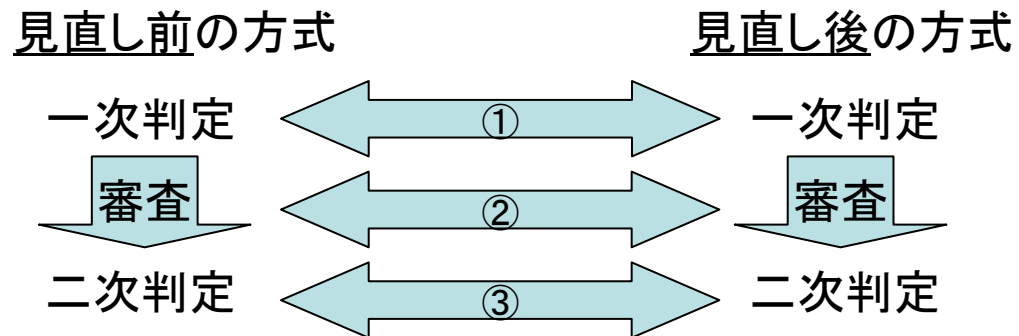
- 市町村の負担に配慮しながら、新たにデータの提供を市町村にお願いする方法。

例) 審査会における特記事項及び主治医意見書の活用状況を把握。

## 見直し前の方式との比較による検証

### 2 分析方法

- ① 見直し前後で、一次判定での各要介護度の分布を比較する。
- ② 見直し前後で、二次判定における、一次判定の変更率を比較する。
- ③ 見直し前後で、二次判定での各要介護度の分布を比較する。



### 3 留意すべき事項

- 要介護度に関するデータの年次推移。
- 自治体の属性とデータの関連。



## 要介護認定の方法の見直しに伴う経過的な措置について

## 1. 趣旨

- 要介護認定方法の見直し直後において、必要なサービスの安定的な提供を確保し、利用者の不安を解消するとともに、混乱を防止する観点から、見直し後の要介護認定方法の検証期間中において、市町村が要介護認定方法の見直しに伴う経過措置を実施できることとする。

## 2. 経過措置の考え方

- 申請者の希望に応じ、見直し後の要介護認定の方法により審査・判定された要介護度が従前の要介護度と異なる場合に、従前の要介護度とする。
- 経過的措置の実施期間は検証期間中。

## ※ 留意点

- 利用者や市町村の負担に配慮。
- 個人情報保護の観点に留意しながら、見直し後の要介護認定の方法の検証に役立てることができるよう、市町村にデータの提供を依頼。

# 要介護認定の方法の流れについて

標準処理期間【30日間(通知した場合はそれ以上の間)】

